

Ⅱ. 定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
相違点はありません。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結グループに属する連結子会社は6社です。

名 称	主要な業務の内容
群馬中央興業株式会社	物品等の輸送、現金自動設備の保守等業務
ぐんぎんリース株式会社	リース業務
群馬信用保証株式会社	保証業務
ぐんぎん証券株式会社	証券業務
ぐんぎんコンサルティング株式会社	コンサルティング業務
ぐんま地域共創パートナーズ株式会社	ベンチャーキャピタル業務

(3) 自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、中間貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当事項はありません。

(4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、中間貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当事項はありません。

(5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
制限等はありません。

2. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準

81頁「Ⅲ. 定量的な開示事項 3. その他の定量的開示事項（別紙様式）CMS2」の作成にあたり、標準的手法が適用されるエクスポージャーの信用リスク・アセットは、以下の基準にて内部格付手法のポートフォリオに分類しております。

内部格付手法のポートフォリオ	標準的手法が適用されるエクスポージャー
ソブリン向けエクスポージャー	我が国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー
	外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー
	国際決済銀行等向けエクスポージャー
	我が国の地方公共団体向けエクスポージャー
	外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー (当該公共部門が設立された国内の自己資本比率規制においてソブリン向けエクスポージャーとして扱われているもの)
	地方公共団体金融機構向けエクスポージャー
	我が国の政府関係機関向けエクスポージャー
	地方三公社向けエクスポージャー
	国際開発銀行向けエクスポージャー (自己資本比率規制においてソブリン向けエクスポージャーとして扱われるもの)
	信用保証協会等により保証されたエクスポージャー
金融機関等向けエクスポージャー	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向けエクスポージャー 国際開発銀行向けエクスポージャー (ソブリン向けエクスポージャーに該当するものを除く。)
株式等エクスポージャー	株式等エクスポージャー
購入債権	購入債権
事業法人向けエクスポージャー (中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。)	与信額が50百万円以上となる下記のエクスポージャー
	法人等向けエクスポージャー (中堅中小企業等向けエクスポージャーに該当するものを除く。)
	外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー (ソブリン向けエクスポージャーに該当するものを除く。)
	個人向けエクスポージャー (消費性資金に該当するものを除く。)
	事業用不動産関連エクスポージャー (特定貸付債権に該当するものを除く。)
その他不動産関連エクスポージャー	
賃貸用不動産向けエクスポージャー (与信額が1億円以上のアパートローン)	
中堅中小企業向けエクスポージャー	与信額が50百万円以上となる中堅中小企業等向けエクスポージャー
居住用不動産向けエクスポージャー	自己居住用不動産等向けエクスポージャー
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	個人向けエクスポージャー (個人向けカードローン)
その他リテール向けエクスポージャー	与信額が50百万円未満となる下記のエクスポージャー
	法人等向けエクスポージャー (中堅中小企業等向けエクスポージャーを含む。)
	外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー (ソブリン向けエクスポージャーに該当するものを除く。)
	個人向けエクスポージャー (消費性資金に該当するものを除く。)
	事業用不動産関連エクスポージャー (特定貸付債権に該当するものを除く。)
	その他不動産関連エクスポージャー
	賃貸用不動産向けエクスポージャー (与信額が1億円以上のアパートローンを除く。)
個人向けエクスポージャー (消費性資金)	
特定貸付債権（事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを含む。）	特定貸付債権 事業用不動産関連エクスポージャー (特定貸付債権の定義に該当するもの)

3. 中間連結貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

34頁「Ⅰ. 自己資本の構成に関する開示事項」に記載しておりますので、そちらをご参照下さい。